

2023年3月23日

理事候補者選出に関する「公示」

一般社団法人長崎県社会福祉士会
選挙管理委員会

「一般社団法人長崎県社会福祉士会役員等選出規則第6条」並びに「一般社団法人長崎県社会福祉士会役員等選出細則第7条から第15条」に基づき、以下のとおり、一般社団法人長崎県社会福祉士会の理事候補者選出を行いますので公示します。

1. 選出する理事候補者人数

定款第7条第1項に規定する正会員 8人以上12人以内

2. 理事定数の細区分

(1) 地域割 (9人以内)

ア 県南 (長崎市、西海市、西彼杵郡)	理事2人
イ 県央 (諫早市、大村市、東彼杵郡)	理事1人
ウ 島原半島 (島原市、雲仙市、南島原市)	理事1人
エ 県北 (佐世保市、平戸市、松浦市、北松浦郡)	理事2人
オ 五島 (五島市、南松浦郡)	理事1人
カ 壱岐 (壱岐市)	理事1人
キ 対馬 (対馬市)	理事1人

(2) 業種割 (3人以内)

ア 高齢者福祉・地域包括支援センター分野
イ 障害者福祉分野
ウ 児童福祉分野
エ 地域福祉分野
オ 医療分野
カ その他

・業種割選出の理事は、地域割選出の理事に業種割のアからオの区分の不足が生じた場合に選出するものとする。

3. 選出する理事の任期

2023年社員総会開催日(2023年6月)から

2025年社員総会開催日(2025年6月)まで

4. 立候補者の選出及び選任方法

- 選出方法……立候補制とする。
- 選任方法……理事立候補者が12人を超える場合には、6月社員総会出席者による投票を行い、定数までの上位得票者とする。

5. 立候補の受付

立候補受付期間……2023年4月7日(金)～4月28日(金)

郵送によることとし、締め切り日の消印を有効とする。

受付先

〒852-8104 長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター県棟5階
一般社団法人長崎県社会福祉士会 選挙管理委員会

6. 立候補者の要件

- (1) 理事の任期開始日の前年4月1日において本会の正会員として在籍していること。
- (2) 長崎県内に住所又は勤務先を有していること。
- (3) 本会の年会費が未納でないこと。
- (4) 選挙管理委員及び他の理事立候補者の推薦者でないこと。

7. 立候補の方法

- 立候補に必要な書式（「理事立候補届」および「理事立候補者推薦書」）は、本会ホームページに期間限定（公示日から立候補受付締切日まで）で掲載するので、ダウンロードして使用すること。
- 立候補者は、「理事立候補届」および「理事立候補者推薦書」をあわせて提出（郵送）すること。
- 封筒の表面には、必ず「立候補届在中」と朱書きすること。

8. 禁止事項

- (1) 連続3期（6年）を超えての選任の禁止。（定款第29条第1項）
- (2) 選挙管理委員は役員に立候補することができない。（規則第8条第3項）

9. 留意事項

- 立候補届と推薦書は、それぞれ押印のうえ必ず一括して発送してください。
- 立候補者は立候補届を提出するときは、推薦者3人の推薦書を受領し、とりまとめて選挙管理委員会あてに郵送してください。
- 立候補届提出期限は、郵便の消印日を有効とみなします。

10. 補 足

- 選挙管理委員会は、理事候補者名簿を整え社員総会に提出し、社員総会において理事の選任（承認）を求めます。
- 立候補者が定数に満たない場合は、立候補者の再受付を行うことができます。手続きは最初の立候補した者の受付に準じるものとします。再受付は1回のみとなります。（細則第17条第1項、第2項）